

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 27
2023年7月

2023年7月7日（金）、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第10回口頭弁論が行われました。傍聴は20名ほどでした。

■原告の意見陳述

提訴から11年目。一審・控訴審合わせてこれまで40回近く意見陳述が行われてきました。今回、短く端的にまとめられた意見陳述から私が感じたのは、何年経っても着地点が見つからない複雑な思いと、静かな怒りでした。

悔しいのは、今回の事故を有耶無耶にされることです。答えが見つからず、夫婦間でさえ亀裂が入る日々。（中略）

これでよかったのか、悪かったのか答えを常に求めています。事故がなかったら…今頃は福島の暑い夏を子供達と一緒に体験していたかもしれない、などと想像します（意見陳述より）

■難しい…？SA（シビアアクシデント）対策と津波対策の位置付け

前回につづき今回も、SA対策※1と津波対策についての議論は続きました。裁判所からの求めに応じて、原告は2つの違いについて端的に具体例を挙げて伝えましたが、まだ、裁判所は整理ができないようです。札幌地方裁判所が出した一審の判決文



書を見返してみると、「シビアアクシデント」という言葉がありません。昨年6月17日の最高裁判所が出した判決文書では、「津波を対象にしたシビアアクシデント対策」という表現で一度だけ使われていますが、文脈からみても原告の主張とは解釈が違います。一審判決でも最高裁判決でも触れられなかった「SA対策懈怠」について議論されることが、原告にとって良い結果に繋がることを願います。

今回原告が提出した書面の中に、SA対策懈怠の事例として、1999年におきたフランスのルブレイ工原発事故が挙げられていました。調べてみると、大雨で近くを流れる川が溢れ、原発敷地内の堤防を越えたために原子炉の運転を停止させた、という出来事でした。その前年に、安全を確保するために堤防の高さを50cm上げるよう通知されていたのに、電力会社はその工事を延期していた中で起こったことのようにです。重大な事故につながらなかったとはいえ、こうした事例を検証して「何も起こらないうちにあらゆる安全対策を最優先する」ことができていれば、と思いました。

■次回は非公開の弁論準備手続となりました

いつも裁判の最後に、裁判長から次の候補日が挙げられ、原告弁護団と被告の代理人の双方の予定が合う日が次回期日となるのですが、この日はなかなか合わず。かといって、あまり先延ばしにもできないため10月12日(木)に非公開（一般の傍聴ができない）の弁論準備手続※2を行うことになりました。おそらく、次の口頭弁論は早くも12月、もしかしたら年明けになるかもしれません。日程は、原発事故被災者支援北海道弁護団のホームページでご確認ください。

傍聴人 金榮知子

※1 SA（シビアアクシデント＝severe accident）→原子力関連施設において設計基準を大幅に超える事象により、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重体な損傷に至る過酷事故のこと。チェルノブイリ、スリーマイル島、福島第一の原発事故が該当。

※2 弁論準備手続→公開で行う口頭弁論と違い、会議室のようなところで、裁判官と原告と被告代理人が一つのテーブルを囲み、法廷で行うよりも近い距離で裁判の「争点と証拠の整理」をするための話をする。口頭弁論とちがい、その場で熱い議論が交わされることもある。口頭弁論の準備。